



第2章

食料の安定供給の確保に向けた取組

第2章 食料の安定供給の確保に向けた取組

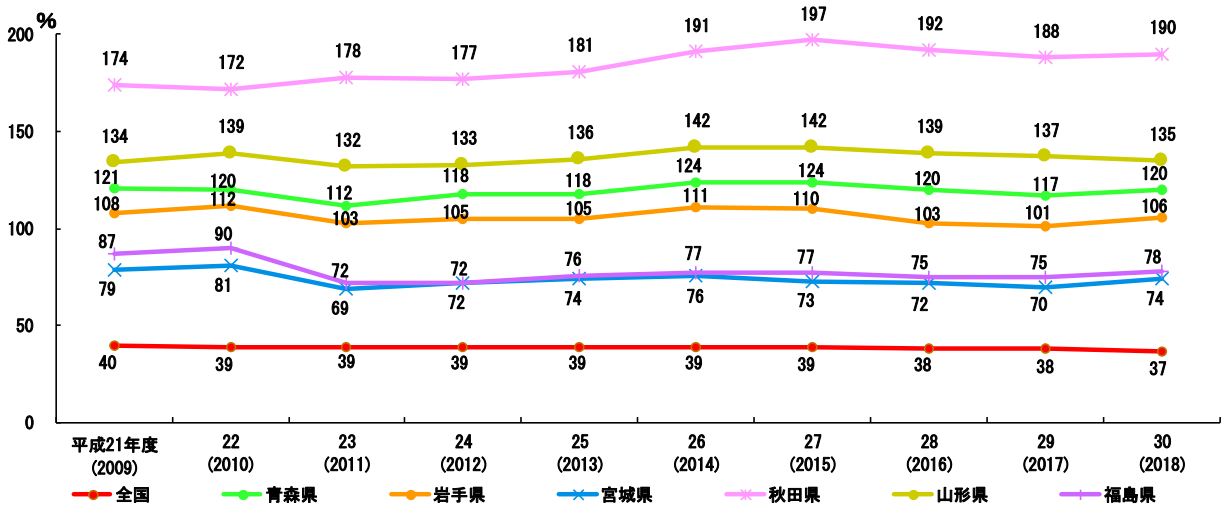
1. 食料自給率

(1) 食料自給率の動向

(東北各県の食料自給率(カロリーベース及び生産額ベース)は、高水準を維持)

- 東北各県の平成30(2018)年度の食料自給率(カロリーベース)は、74~190%と全国(37%)に比べて高い水準にあります(図表2-1)。
- また、東北各県の平成30(2018)年度の食料自給率(生産額ベース)も、92~238%と全国(66%)に比べて高い水準にあります(図表2-2)。

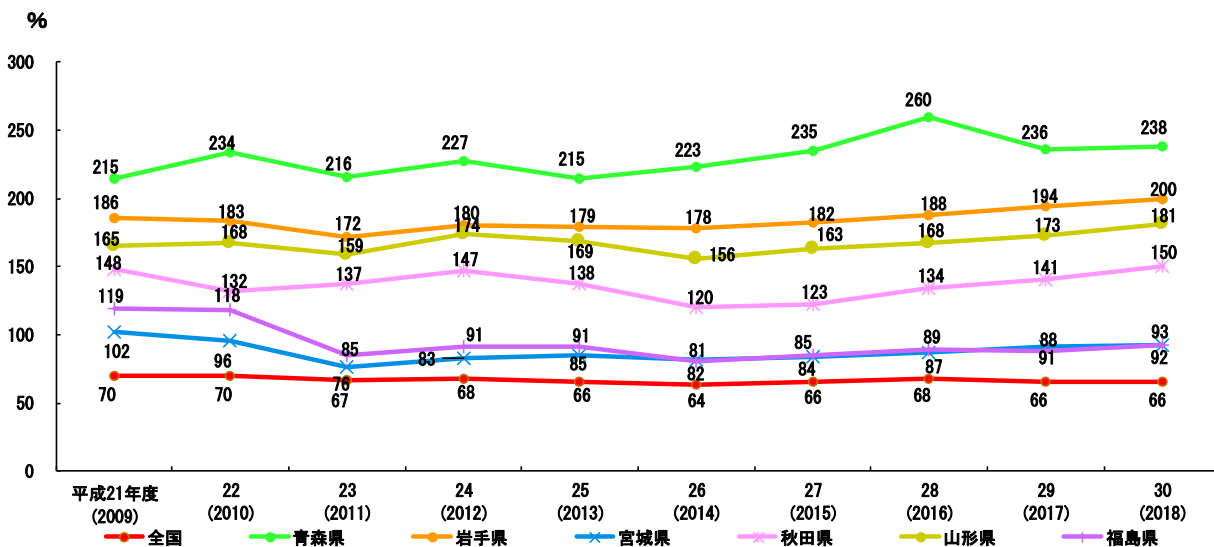
図表 2-1 全国及び東北各県の食料自給率(カロリーベース)の推移



資料：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移(カロリーベース)」

注：全国の数値について、平成21(2009)～平成30(2018)年度の値は確定値、各県の数値については、平成21(2009)～平成29(2017)年度の値は確定値、平成30(2018)年度の値は概算値

図表 2-2 全国及び東北各県の食料自給率(生産額ベース)の推移



資料：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移(生産額ベース)」

注：全国の数値について、平成21(2009)～平成30(2018)年度の値は確定値、各県の数値については、平成21(2009)～平成29(2017)年度の値は確定値、平成30(2018)年度の値は概算値

(2) 食料自給率の向上に向けた取組の展開

(「フード・アクション・ニッポン」により、国産食材の消費を拡大)

- 「フード・アクション・ニッポン」は、日本の食を次の世代に残し、創るために、民間企業・団体・行政等が一体となって推進する、国産農林水産物の消費拡大の取り組みです。その中で「フード・アクション・ニッポン アワード」は、国産農林水産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の優れた取り組みを表彰し、全国へ発信することにより、事業者・団体等によるさらなる取り組みを促進することを目的とした表彰制度です。フード・アクション・ニッポン アワード 2019 では、東北管内の 108 の事業者等から 191 製品の応募があり、13 品が「入賞」し、そのうち「受賞」を 2 製品(宮城県 1、福島県 1)、「特別賞」も 2 製品(秋田県 1、福島県 1)が受賞しています(図表 2-3)。

図表 2-3 フード・アクション・ニッポン アワード 2019 受賞産品 特別賞産品



受賞産品 全国 1,491 産品から「入賞」100 産品を選定。その中から大手百貨店、流通、外食事業者、宿泊サービスのトップが「受賞」を選定。

<p>宮城県 伝承牡丹焼「鯖ちくわ」 加工食品</p> <p>宮城学院女子大学 (連名:水野水産株式会社) レトルト加工した石巻産金華さばの中骨を配合した焼ちくわ</p>	<p>福島県 こうじチョコ 加工食品</p> <p>有限会社 仁井田本家 原料はお米と天然水のみ、砂糖・カカオを一切使用していないチョコレート</p>
--	--



選定のポイント

- ・産学連携体制
- ・人気の鯖を活用
- ・ちくわの手軽さ
- ・地域への貢献



選定のポイント

お米も自給自足で、酒蔵のある地域を幸せな場所にしたい思いに共感



特別賞産品 消費者が「入賞」100 産品を試食し気に入った逸品を投票。得票数の多い産品を「特別賞」として選定。

<p>秋田県 栗駒高原竹炭ヨーグルト</p> <p>株式会社栗駒フーズ</p> <p>■ 四国産の竹炭パウダーを使用して作ったデトックスヨーグルト</p>	<p>福島県 湯庵プリン</p> <p>株式会社 森山 (プレーンはちみつとみのり)</p> <p>■ 神様がくれた温泉たまごからつくった蜂蜜ジュレの湯庵プリン</p>
--	---

【審査基準】

- ・国産農林水産物の消費拡大、あるいはその意識の啓発に寄与している
- ・生産者や産地の情報が明確に伝わるなど、消費者からの信頼を高める工夫がされている
- ・ストーリーを感じる
- ・作り手の想いが伝わる
- ・美味しさを期待できる
- ・類似産品にはない新たな工夫が感じられる
- ・審査委員が自社で販売したい産品であるか
- ・地域の食材・知恵・技術等を活かしている
- ・仕入れたい魅力を感じる

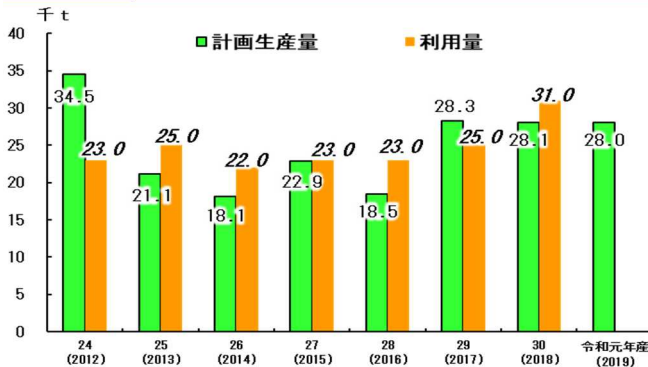
資料：東北農政局作成

(米粉の利用拡大に向けて積極的な取組)

- 食料自給率向上のために期待される米粉用米の生産量は、平成 25 (2013) 年産以降、在庫調整のため減少傾向にありましたが、健康志向への関心の高まりやノングルテン米粉の誕生、米粉の用途別基準の運用を開始したことに加え、アルファ化米粉等の新たな米粉加工品の開発が進み、平成 29 (2017) 年産以降は約 2 万 8,000 t 台で推移しています (図表 2-4)。
- 令和元 (2019) 年度の東北の米粉用米の生産量は 3,699 t となっており、特に大手米粉業者との結び付きが強い秋田県では 2,188 t (全国 4 位)、山形県では 757 t (全国 8 位) となっています (図表 2-5)。
- 東北農政局は、米粉の利用拡大を図ることを目的に、令和元 (2019) 年 7 月、「第 17 回東北米粉利用拡大セミナー～もっと気軽に！ヘルシー米粉生活～」を 11 月、2 月には米粉料理教室を開催しました (図表 2-6)。

※「ノングルテン米粉」とは
グルテン含有量が 1ppm 以下の米粉のこと

図表 2-4 米粉用米の計画生産量及び利用量の推移



資料：農林水産省調べ

図表 2-5 米粉用米の生産数量の上位 10 県(令和元 (2019) 年度)

生産順位	県名	生産数量(t)	作付面積(ha)
1	新潟県	7,779	1,405
2	埼玉県	3,718	749
3	栃木県	3,506	699
4	秋田県	2,188	391
5	群馬県	1,661	337
6	熊本県	1,156	220
7	福岡県	1,046	209
8	山形県	757	124
9	石川県	660	119
10	広島県	591	112
	東北計	3,699	652
	全国計	27,975	5,306

資料：農林水産省調べ

図表 2-6 米粉セミナーの様子及び米粉製品の例

◆「第 17 回東北米粉利用拡大セミナー～もっと気軽に！ヘルシー米粉生活～」



基調講演：米粉専門
米粉マイスター 宍戸由佳氏



セミナー全景
米粉の違いを確認する参加者



試食会・米粉や米粉料理、米粉製品
(グルテンフリー)等に関する情報交換会

◆東北管内で開発した米粉製品の例



米粉で作った麺類 (パスタ等)



米粉で作ったカステラ等



米粉類

2. 食育の推進と日本食文化の維持・継承

(1) 食育推進の取組

(211 市町村が食育推進計画を作成)

- 食育推進計画は、令和2(2020)年3月末現在、県段階では東北全県で作成され、市町村段階では211市町村で作成(東北全体の市町村の93%)されています。国の第3次食育推進基本計画では平成32(2020)年までに100%の市町村が作成することを目標としており、東北農政局では未作成あるいは期限が切れた市町村に対し、県を通じて計画の作成や更新を働きかけています(図表2-7)。
- 東北農政局は、令和元(2019)年6月、秋田市において、食育ドキュメンタリー映画の上映や意見交換を通じ、「食べること」「自分でつくること」について考え、食への関心を深めてもらうための食育セミナー「食がいのちをつくること」を開催しました(図表2-8)。
- また、令和元(2019)年10月には、仙台市において、第3回食育活動表彰事業で農林水産大臣賞を受賞した、東北地域で活動する3団体の活動事例を紹介するとともに意見交換を行い、食育の取組が未来へ向けてつながり、さらに広がることを目的とした食育セミナー「未来へつなげよう食育～大臣賞受賞事例を活かして～」を開催しました(図表2-8)。

図表 2-7 食育推進計画の作成割合(令和元(2019)年度)

	全国	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
市町村数	1,741	227	40	33	35	25	35	59
作成済み数	1,523	211	34	33	33	24	32	55
作成割合	87%	93%	85%	100%	94%	96%	91%	93%

資料：農林水産省調べ

注：令和2(2020)年3月末現在

図表 2-8 食育セミナーの様子

◆食育セミナー「食がいのちをつくること」



映画上映



パネルディスカッション

◆食育セミナー「未来へつなげよう食育～大臣賞受賞事例を活かして」



大臣賞受賞事例発表



パネルディスカッション

(2) 日本食文化の維持・継承

セイバージャパン
 (東北では4地域がSAVORJAPANに認定)

○ SAVOR JAPANには、全国で27地域が認定されています。そのうち東北では、平成28(2016)年11月に岩手県一関市・平泉町と山形県鶴岡市、平成29(2017)年12月に秋田県大館地域と福島県会津若松市の計4地域が認定され、それぞれの地域で、食と食文化によるインバウンド誘致等を図る活動が行われています(図表2-9)。

令和元(2019)年度には、2地域(岩手県一関市・平泉町と山形県鶴岡市)に対して当初の計画どおり実施されているかを確認するための認定3年目の中間評価調査を実施しました。岩手県一関市・平泉町においてはもち文化の外国人に対する更なる普及活動、鶴岡市では精進料理を生かした地域の食材と食文化の発信活動に積極的に取り組んでいることを確認しました。

セイバージャパン
 ※「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」とは
 農泊地域の中から、特に食と食文化によりインバウンド誘致を図る地域の取組を農林水産大臣が認定し、その地域の食と魅力を「SAVOR JAPAN」ブランドで海外に対して一体的かつ強力にPRすることで、増加するインバウンド需要を農山漁村に呼び込もうとするもの

図表 2-9 SAVOR JAPAN 認定地域(東北) (令和2(2020)年3月現在)

地域	実行組織	地域の食	内容
一関市・平泉町 (岩手県)	一関もち食推進 会議	もち料理 	武家社会の儀礼から生まれた「もち本膳」に加え、旬の農産物を活かした多彩なもちの具が創作され、その食べ方のバリエーションは約300種。生活や生業に関連した「もち食文化」による地域ブランディングを実施
鶴岡市 (山形県)	鶴岡食文化創造 都市推進協議会	精進料理 	50種類以上の生きた文化財「在来作物」や、出羽三山に伝わる精進料理と精神文化を体感し、宿坊・農家・漁家民宿、温泉等で外国人旅行者が長期滞在できる周遊ルートを提供
大館地域 (秋田県)	(一社) 秋田犬ツーリズム	きりたんぼ 	地域の伝統食「きりたんぼ」と、「秋田犬」、「マタギ」の歴史的関係に焦点を当て、「きりたんぼ」の誕生ストーリーを農家とのふれあいにより体感することが出来る。
会津若松市 (福島県)	会津若松市 食と農の景勝地 推進協議会	伝統ごっつお 会津清酒 	会津の伝統料理・会津清酒と、それに関連した武家文化の歴史的魅力を、訪日外国人の趣向に合わせた複数の周遊ルートでの「食・酒」の提供等により体験

資料：農林水産省資料「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋

3. 食の安全と消費者の信頼確保

(1) GAP（農業生産工程管理）の取組状況

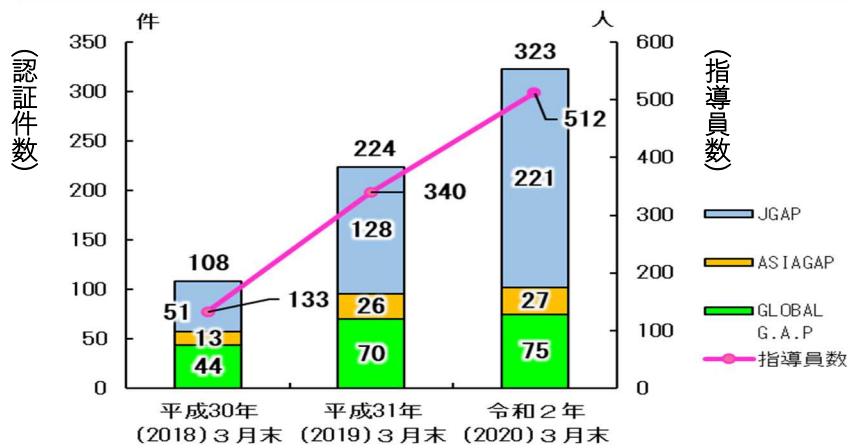
(GAPの指導員数及び認証取得件数は、前年より大幅に増加)

- 各県がJAグループ等と連携してGAPの推進体制を構築しており、国の交付金事業を活用したGAP指導員の育成・確保やGLOBAL G.A.P.等の認証取得支援の取組が積極的に行われています。
- 令和2(2020)年3月末現在の東北のGAP指導員数は512人となり、前年(340人)より増加しました。また、GAPの認証取得件数も、323件となり前年(224件)より増加しました(図表2-10)。
- 畜産GAPについては、平成29(2017)年8月21日からJGAP農場の認証を開始し、令和2(2020)年3月末現在の東北の認証取得件数は62件となっています(図表2-13)。

※「GAP (Good Agricultural Practice)」とは
農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと

※「GAP指導員」とは
農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する、都道府県の指導体制に位置付けられた者

図表 2-10 東北地域のGAP指導員数及びGAP認証取得件数



資料：東北農政局調べ

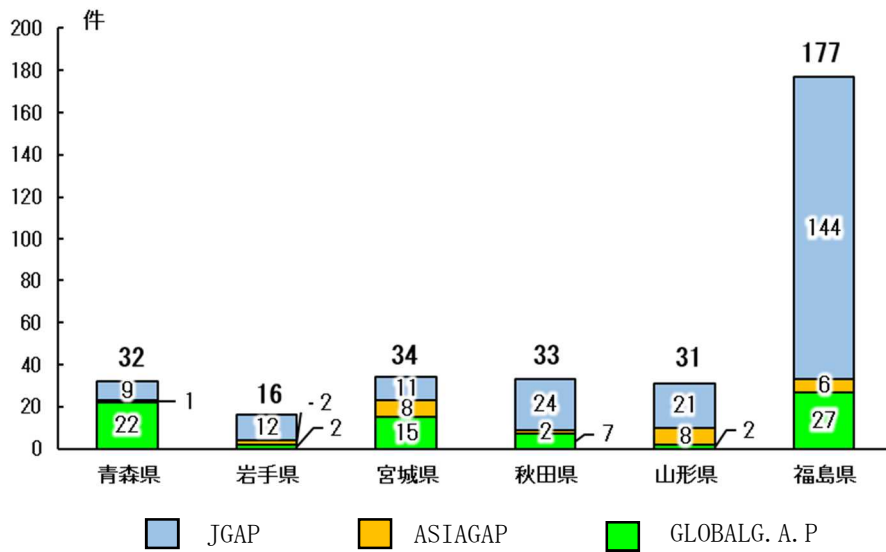
注：1) GAP指導員数は各県からの聞き取り

2) GAP認証取得件数は各認証団体HPで公表されている認証取得件数を集計

図表 2-11 東北各県のGAP推進体制

県	推進体制	設置時期
青森県	青森県GAP推進連絡会議	H29.9
岩手県	岩手県GAP推進チーム	H28.6
宮城県	宮城県GAP推進会議	H29.6
秋田県	秋田県GAP推進協議会	H29.9
山形県	山形県GAP推進協議会	H30.2
福島県	福島県GAP推進協議会	H22.3

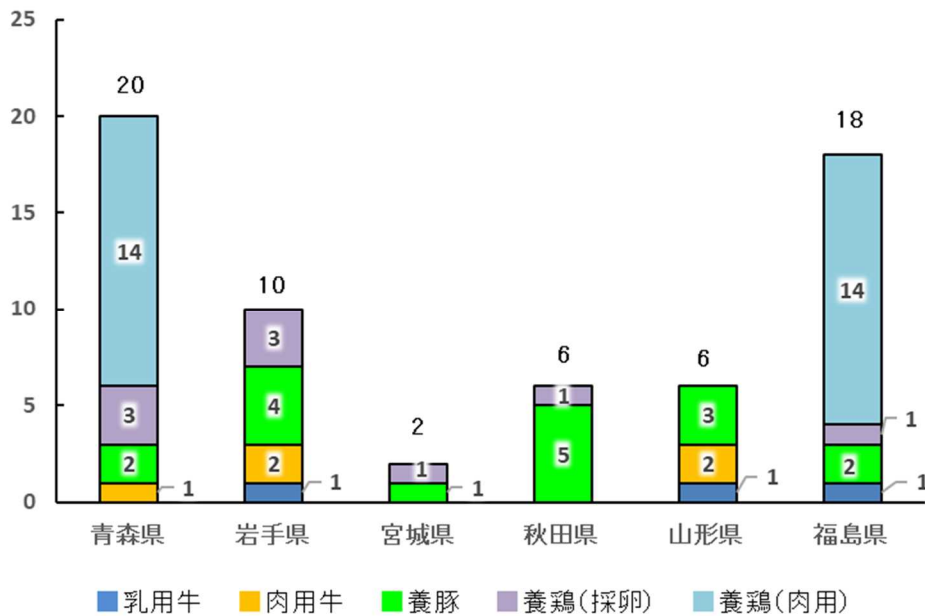
図表 2-12 東北各県のGAP認証取得状況（令和2（2020）年3月末現在）



資料：東北農政局調べ（各認証団体HPで公表されている認証取得件数を集計）

- 注：1) JGAPとは、日本の法律や生産環境、社会環境を考慮し、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理の基準が定められており、現在、日本で最も普及しているGAP認証制度のこと
 2) ASIAGAPとは、JGAPを国際的に展開させたスキームのこと
 3) GLOBALG.A.P.とは、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドのこと

図表 2-13 畜産におけるGAPの取組状況（令和2（2020）年3月末現在）



資料：「JGAP家畜・畜産物認証取得経営体 令和2年3月30日現在」（農林水産省HPより）

(2) 家畜伝染病への対応

(東北に迫る豚熱発生リスクと各県の対応)

- 東北農政局では、管内で豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、発生県へ担当官の派遣を行うとともに、県が行う移動制限、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置を支援することとしています。
加えて、風評被害の防止、消費者の不安の解消のため、小売店・飲食店における表示の点検・啓発、相談窓口の設置、HP やメール等による正確な情報発信を行います。
- 家畜伝染病の発生に備え、東北農政局及び管内各県拠点では、防護服の着脱訓練など、緊急時の対応演習を実施するとともに、各県が実施する防疫演習に参加するなど、県との連携強化に努めています（図表 2-14、15）。
- 平成 29 年度以降、東北管内における特定家畜伝染病の発生はありませんが、平成 30 年 9 月、岐阜県において 26 年ぶりに発生した豚熱は、令和元年度末までに 8 県の養豚場等において発生が確認され、群馬県、新潟県、茨城県等の近隣県で野生イノシシの豚熱が確認されており、東北への野生動物を介した飼養豚へのウイルス侵入リスクが増大しています。（令和 2 年 9 月には、福島県において野生イノシシの豚熱感染を確認。）
- 東北各県では、養豚場における飼養衛生管理遵守の徹底を図るとともに、農場周囲の野生動物侵入防護柵の設置、畜産関係施設への車両消毒装置の設置の推進や、野生イノシシの検査を行っています。

図表 2-14 東北農政局及び管内各県拠点での演習



農政局での防護服着脱訓練



各県拠点での車両消毒訓練

図表 2-15 県が実施する防疫演習への参加



実際に想定した防疫作業の役割分担



下回りを重点的に実施している車両消毒

(3) 動植物防疫への取組

(動植物防疫のための取組支援)

- 東北農政局は、防疫措置（農作物の病害虫及び家畜の疾病の侵入・発生、まん延の防止）及び輸出植物検疫措置のため、以下のような取組を行いました（図表2-16）。
 - ① 植物防疫、農薬の関係者を招集し、東北の状況や最新の知見等の情報共有、課題解決に向けた意見交換・検討会の開催
 - ② 管内各県の植物防疫関係者を対象とした、病害虫診断のスキルアップのための研修会の開催
 - ③ 豚熱、BSE、鳥インフルエンザ等の重要な家畜疾病及びももせん孔細菌病、りんご黒星病のまん延防止、ミカンコミバエ、火傷病等の国内未発生重要病害虫の監視等のための県の取組を消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金（病害虫発生予察調査等）により支援
 - ④ 令和元(2019)年7月に国内で初めて確認されたツマジロクサヨトウの発生状況調査を管内各県に依頼
 - ⑤ 東北から輸出しているりんごやももなどの生果実について、輸出先国による現地査察への対応

図表 2-16 動植物防疫のための取組



輸出先国査察官の現地査察（りんご）



輸出先国査察官の現地査察（もも）



ほ場の発生予察調査
(モモシンクイガトラップ設置状況)



ほ場の発生予察調査
(カメムシトラップ設置状況)

(4) 消費者の信頼の確保

(食品表示の適正化及び食品トレーサビリティの推進)

- 東北農政局は、食品表示の適正化を図るため、広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付ける「食品表示 110 番」を設置しています。

令和元(2019)年度に「食品表示 110 番」へ寄せられた情報提供や問合せなどの受付件数は 308 件、そのうち不適正な表示（原材料や添加物に関する表示）などに関する情報提供は 64 件でした（図表 2-17、18）。

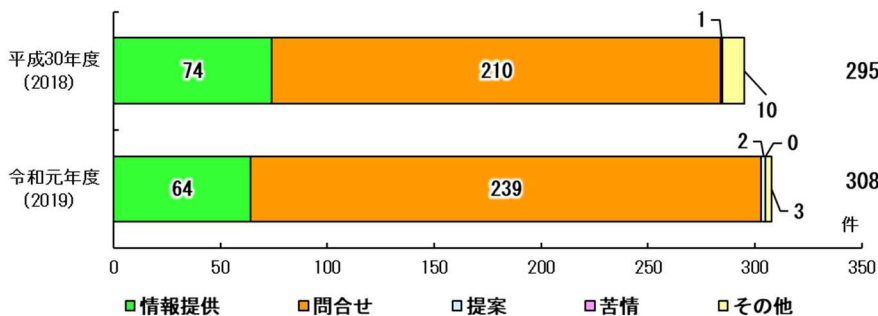
これらの情報提供に対しては、必要に応じて立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合は、「食品表示法」に基づく指示・公表や指導を行うなど、厳正な対応を行っています。

- 食品事故等の問題があった時に、その食品と流通範囲を迅速に特定し、原因究明や食品回収等を円滑に行う手法として、食品のトレーサビリティが重要です。我が国では、牛、米穀等（米及び米加工品）のトレーサビリティが法令で義務付けられており、東北農政局は、普及・啓発活動や店舗や農場等への巡回立入検査等による監視・指導を行っています。

※東北農政局管内の「食品表示 110 番」は以下 URL から確認できます。

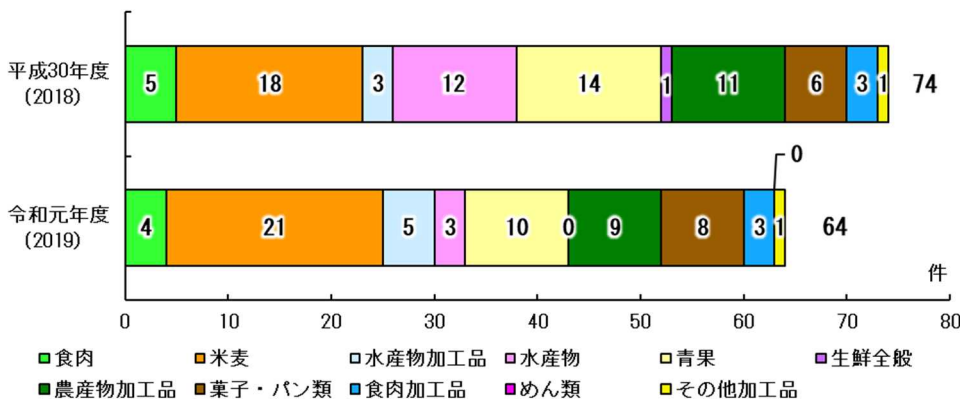
http://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/hyouzi/hyouzi_110ban.html

図表 2-17 食品表示 110 番受付件数の推移



資料：東北農政局調べ

図表 2-18 不適正な表示に関する情報提供の内訳

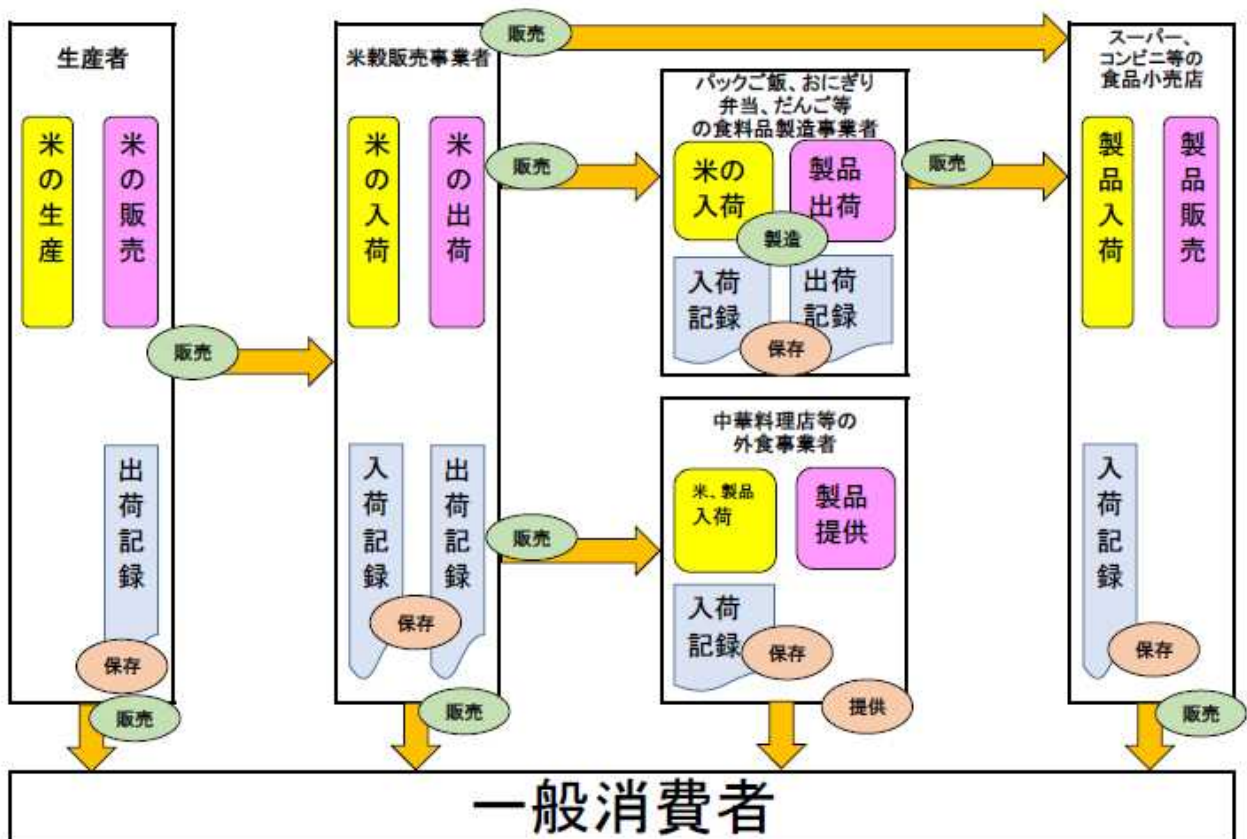


資料：東北農政局調べ

(米トレーサビリティ法)

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）は、米穀販売事業者が事故米穀を食用に流通させた事件を契機に、以下の目的を達成するために制定され、平成23(2011)年7月から完全施行されています（図表2-19）。
 - ①生産から販売・提供までの各段階を通じ、米、米加工品の移動をわかるようにすること。
 - ②問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定し、自己食品を流通ルートから排除できるようにすること。
- 米穀事業者（米穀製造・販売事業者、食品製造事業者、外食事業者等）には同法により、米や米加工品の取引等に係る記録の作成と保存、産地情報の伝達が義務づけられています。
 - （取引の際に記録が必要な項目）
 - ・品名 ・産地 ・数量 ・年月日 ・取引先名
 - ・搬出入した場所 ・用途を限定する場合にはその用途 等
- また、農林水産省では、米穀事業者を対象に同法に基づく巡回立入検査を行っており、令和元年度は全国で36件、文書による指導を行いました。

図表 2-19 米トレーサビリティ法に基づく米及び米加工品の流通管理の流れ



資料：東北農政局作成

(5) 食品ロスの削減に向けた取組

(令和元(2019)年度フードバンク活動促進情報交換会を開催)

- 食品ロスの削減に向けて、包装の破損や印字ミス、賞味期限が近づいた等の理由で、品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、食品関連事業者等が社会福祉団体に寄附し、寄附を受けた社会福祉団体が食べ物に困っている人たちに無償で提供するフードバンク活動が行われています。一方で、食品関連事業者は衛生管理面の不安などからフードバンク活動団体への食品の提供を躊躇する場合があります、フードバンク活動団体は寄附元の食品関連事業者の発掘に苦労している状況となっています。

このため、東北農政局では令和元(2019)年11月14日に食品関連事業者、フードバンク活動団体、地方公共団体等関係者相互の連携体制の構築を目的として、情報交換会を開催しました。

参加者からの主な意見は次のとおりです。

【フードバンク団体】国や地方自治体は、企業との連携や企業が寄附しやすい環境作りを進めてほしい。

【食品製造業者】企業として何か協力できればと思いついて参加した。寄附にあたっては、OEM製品の場合はブランドオーナーの意向を確認する必要があり、社会全体の機運の醸成が必要。

【小売店】スーパーには毎日多くの買物客が訪れるので、店舗内でフードバンク活動に関する情報発信を行いたい。



地方自治体からの情報提供



農林水産省からの情報提供に聞き入る参加者



フードバンク活動の概要を説明する参加者

図表 2-20 東北地方の取組の紹介(コープ東北サンネット事業連合)

食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的として、平成24(2012)年にみやぎ生協が、「コープフードバンク」を設立しました。このコープフードバンクの趣旨に賛同した企業が集まり、平成26(2014)年からコープ東北サンネット事業連合として活動しています。

令和元(2019)年度に、125の企業等から防災備蓄品やお菓子など約88tの寄贈があり、社会福祉協議会、生活困窮支援団体を中心に、335団体に食品提供を行いました。

食品の搬入をはじめ、賞味期限、種類別の仕分け、提供先への配送など幅広い業務を、多くのボランティアの協力の下で行っており、運営に関しては、フードバンク活動に共感し賛同される法人サポーターを募集、サポーターから集まった賛助金を運営にあてています。

4. 卸売市場の動向

(管内の卸売市場の取扱実績額は近年減少傾向)

- 東北には7つの中央卸売市場(令和元(2019)年度末現在)と、110の地方卸売市場(平成30(2018)年度末現在)があります(図表2-21)。
- 平成30(2018)年度の卸売市場の取扱実績額をみると、中央卸売市場では2,704億円(対前年度比▲3.9%(以下同じ)、全国シェア7.2%)で、うち水産物が1,276億円(▲3.3%)、青果が1,100億円(▲4.6%)等で近年は減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。
- また、地方卸売市場では2,488億円(▲2.5%、全国シェア11.2%)で、うち青果が1,511億円(▲1.8%)、水産物が878億円(▲3.5%)で中央卸売市場同様に減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。

図表 2-21 東北の卸売市場数

(単位:市場)

区分	中央卸売市場(令和元(2019)年度)								地方卸売市場(平成30(2018)年度)					合計	
	小計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	小計	総合 市場	青果	水産物 (消費地)	水産物 (産地)		花き等
青森県	2		1	1					22	2	3	2	13	2	24
岩手県	1		1						20	1	5	1	12	1	21
宮城県	2	1					1		14	1	4	1	8		16
秋田県	1							1	15	3	2	4	6		16
山形県									23	1	9	9	3	1	23
福島県	1	1							16	6	5		3	2	17
東北計	7	2	2	1			1	1	110	14	28	17	45	6	117
全国計	64	7	23	6	13	4	10	1	1,025	146	328	117	314	120	1,089

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注1：水産物産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のために陸揚地において開設され、他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者等に卸売するための市場

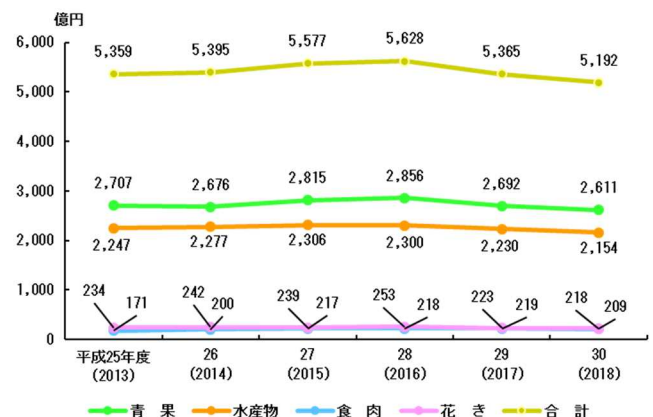
注2：水産物消費地市場とは、主として産地市場等から出荷される水産物の卸売のために消費地において開設され、仲卸業者、売買参加者等に卸売するための市場

図表 2-22 東北の卸売市場の取扱実績額(平成30(2018)年度)

(単位:億円)

区分		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央卸売市場	東北	1,100	1,276	209	119	2,704
	全国	18,829	14,504	2,821	1,149	37,303
	全国比	5.8%	8.8%	7.4%	10.4%	7.2%
地方卸売市場	東北	1,511	878	0.0	99	2,488
	全国	12,429	6,185	1,469	2,214	22,297
	全国比	12.2%	14.2%	0.0%	4.5%	11.2%

図表 2-23 東北の取扱実績額の推移(中央と地方の合計値)



資料：農林水産省「卸売市場データ集」(中央市場)、地方卸売市場関係資料(地方市場)

注：水産物については、産地市場を除く。

5. 6次産業化等の推進
 (1) 6次産業化の推進

(総合化事業計画の認定件数は、376件)

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消費」といいます。）に基づく総合化事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で前年度末に比べて8件増加し、376件となっています（図表2-24）。
- 対象農林水産物をみると、野菜が31.1%と最も高く、次いで、米の20.8%、果樹の17.1%の順になっており、これら3品目で69.0%を占めています（図表2-25）。
- 認定された事業内容をみると、加工・直売が69.1%と最も高く、次いで、加工の14.9%、加工・直売・レストランの8.3%の順になっています（図表2-26）。
- 東北農政局は、農山漁村の所得や雇用の拡大を図る6次産業化を推進するため、6次産業化勉強会、個別相談会及びセミナー等を開催しました。

※「総合化事業計画」とは

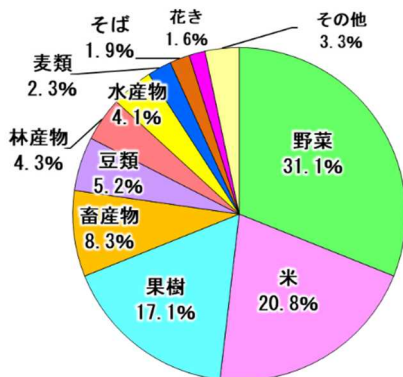
農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業に関する計画

図表 2-24 総合化事業計画の認定件数（令和元(2019)年度末時点）

(単位:件)

区分	総合化事業計画の認定件数			研究開発・成果 利用事業計画
	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	
青森県	71	67	0	4
岩手県	52	45	4	3
宮城県	81	65	2	14
秋田県	61	57	2	3
山形県	68	64	4	0
福島県	42	42	0	0
東北	376	340	12	24
全国(参考)	2,557	2,265	103	189

図表 2-25 総合化事業計画の対象農林水産物
 (令和元(2019)年度)



図表 2-26 総合化事業計画に認定された事業内容
 の割合(令和元(2019)年度)

(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
加工・直売	69.1	68.6
加工	14.9	18.4
加工・直売・レストラン	8.3	7.1
直売	3.3	3.0
加工・直売・輸出	2.8	2.1
レストラン	1.4	0.4
輸出	0.3	0.4

資料：東北農政局調べ

注：認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料：東北農政局調べ

(農工商等連携事業計画の認定件数は、76件)

- 農工商連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で、前年度末に比べて2件増加し、76件となりました。このうち農畜産物関係が64件と最も多くなっています(図表2-27)。
- 同事業計画で活用される農林水産資源をみると、野菜が23.7%と最も高く、次いで、米の18.4%、水産物の14.5%の順になっており、これら3品目で56.6%を占めています(図表2-28)。
- 認定された事業計画をみると、新規用途開拓が59.2%ともっとも高く、次いで、付加価値向上の21.1%、未利用品の有効活用の9.2%の順になっています(図表2-29)。

※「農工商等連携事業計画」とは

地域の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発提供、販路の拡大などを行う事業に関する計画

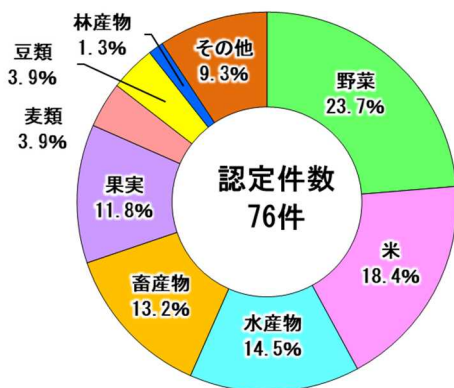
図表 2-27 連携事業計画の認定件数(令和元(2019)年度末時点)

(単位:件)

区分	連携事業計画の認定件数			
	連携事業計画の認定件数	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係
青森県	14	13		1
岩手県	7	6		1
宮城県	13	11		2
秋田県	11	9		2
山形県	17	12	1	4
福島県	14	13		1
東北	76	64	1	11
全国(参考)	811	652	47	112

図表 2-28 連携事業計画で活用される農林水産資源(令和元(2019)年度)

図表 2-29 連携事業計画に認定された事業内容の割合(令和元(2019)年度)



(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
未利用品の有効活用	9.2	14.7
付加価値向上	21.1	6.2
新たな作目	6.6	23.9
新規用途開拓	59.2	45.7
IT	2.6	6.4
観光	0.0	2.0
輸出	1.3	1.1

資料:東北農政局調べ
注:認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料:東北農政局調べ

図表 2-30 令和元(2019)年度6次産業化・地産地消法認定事業計画認定事業者

県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
山形県	山形市	株式会社ベルウッドヴィンヤード	独自改良したキャノピーマネジメントによる高品質ぶどうを原料としたワイン製造・販売事業	ワイン
福島県	郡山市	ベリーズパーク郡山城 清里仲	ブルーベリーを中心としたベリー類摘み取り農園と加工品の開発・販売事業	ベリー類摘み取り農園 ベリーソースのスイーツ
岩手県	大船渡市	社会福祉法人 大洋会	高設養液栽培によるいちごの生産・販売、観光農園の運営による農福連携型事業	いちご観光農園
宮城県	涌谷町	佐藤園芸 佐藤 光一	青パイアヤを活用した漬物と味噌、葉を活用したパイアヤ茶の加工・販売事業	青パイアヤの漬物、味噌パイアヤ茶
秋田県	秋田市	有限会社 まこと農産	健康志向の消費者向けの新商品キクイモを原料とした「燻り麦酒（ビール）漬け」の開発・販売	キクイモの燻りビール漬け
山形県	尾花沢市	株式会社 サクセス・トレード	健康志向食品として人気が高まる「えごま」を有効活用した新商品開発と販路拡大	えごま茶 えごまドレッシング、えごまパスタ
青森県	中泊町	株式会社奥津軽アグリ	野菜作の一部をにんにくに転換し、農福連携の取り組みによるにんにく加工品製造・販売事業	むきにんにく（一次加工品）
秋田県	潟上市	秋田グリーンサムファーム株式会社	自社生産したブドウの観光農園とレーズン、ゼリー等の加工品製造・販売事業	観光農園 レーズン、ジャム、ゼリー、ブドウソフト

図表 2-31 令和元(2019)年度農商工等連携促進法認定事業計画認定事業者

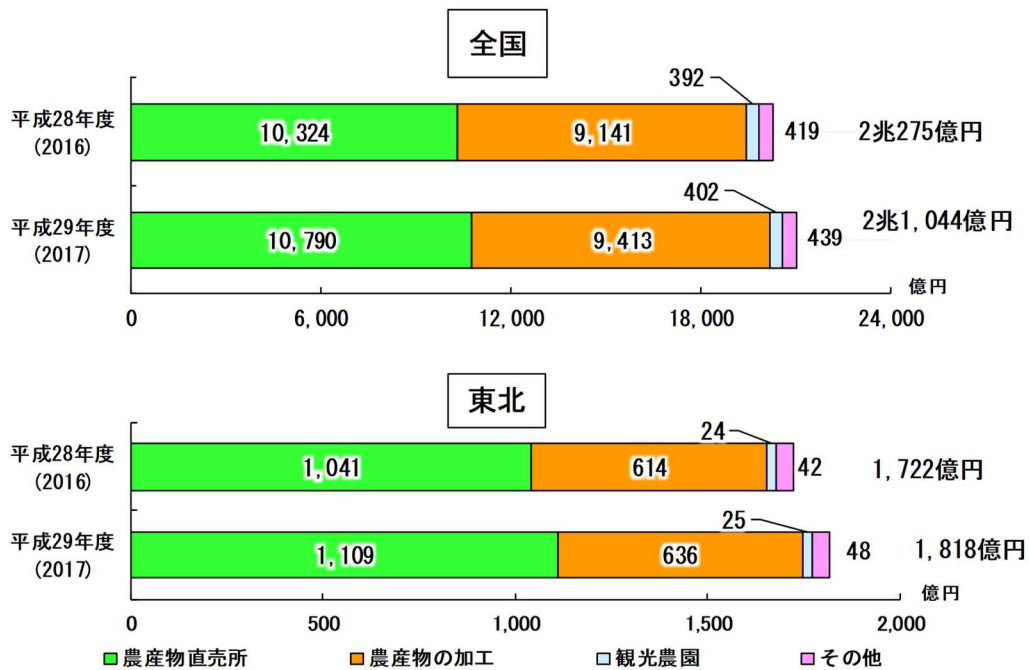
県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
岩手県	大船渡市	(中小企業) 有限会社三陸とれたて市場	スマート漁業とCAS冷凍・独自パック技術の融合による業務用個食お造りパック等の開発販売	業務用個食お造りパック
	大船渡市	(農林漁業) 三陸漁業生産組合		
青森県	むつ市	(中小企業) 自然食ねっと株式会社	有機JAS認証農産物を使用した安全安心で美味しさを追求した加工品（カットサラダ、ピクルス、温野菜セット等）の開発、販路開拓及びブランド構築	有機JAS認証農産物を使用したカットサラダ、ピクルス、温野菜セット等
	むつ市	(農林漁業) N F 青森協同組合		

資料：東北農政局作成

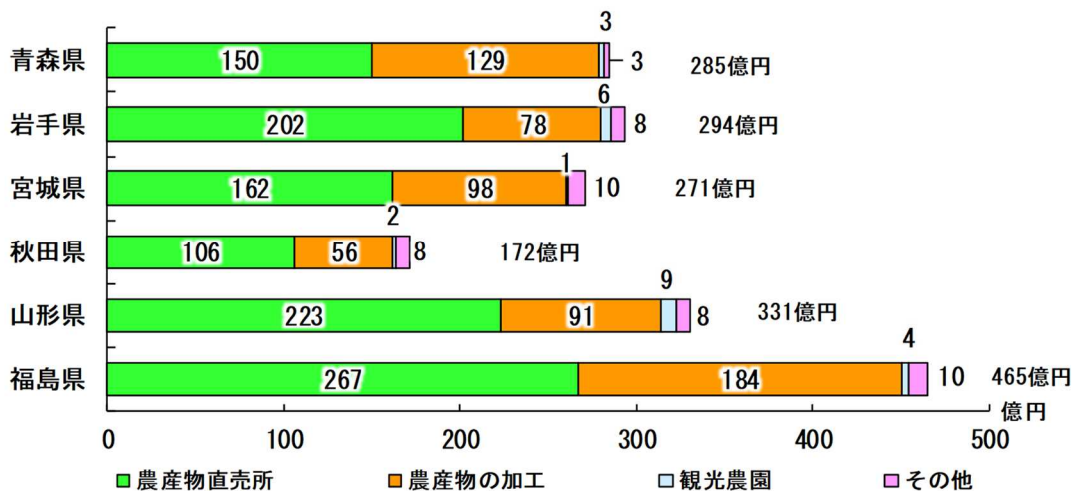
(6次産業化における農業生産関連事業の年間総販売金額は福島県が東北1位)

- 平成29(2017)年度の農業生産関連事業の年間総販売金額は、全国では4%増加し2兆1,044億円、東北では6%増加し1,818億円となっています(図表2-32)。
- 県別にみると、農産物直売所と農産物の加工が多い福島県が最も大きく(465億円)、次いで山形県(331億円)、岩手県(294億円)の順となっています(図表2-33)。

図表 2-32 農業生産関連事業の年間総販売金額 (全国・東北)



図表 2-33 農業生産関連事業の年間総販売金額 (県別、平成29(2017)年度)



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

- 注：1) データごとに四捨五入しているため、東北の値と各県の値の合計値が一致しない場合がある。
- 2) 「その他」は、農家民宿及び農家レストランの合計値である。

(2) 地産地消の取組の推進

(190 市町村が地産地消促進計画を策定)

- 6次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画は、平成31(2019)年3月末現在、県段階は東北の全県で策定され、市町村段階では、前年3月末と比べて5市町村増加し190市町村で策定されています（東北全体の市町村の83.7%）（図表2-34）。
- 計画を策定した市町村では、農産物直売所等が町内の旅館、飲食店に町内産農産物を供給するシステムを構築し、消費の拡大を図る取り組みや、学校給食において、地元の郷土料理など地元産食材の積極的な使用、地元産農産物を活用した加工品への活用などの取組が進められています。
- なお、未策定の37市町村の状況等を聴取したところ、作成中5、検討中16、震災の復興優先・営農再開のため策定遅れ9、未定が7となっています。

図表 2-34 東北の地産地消促進計画の策定数（平成31(2019)年3月末現在）

区分	県段階	市町村段階		
		策定数	市町村数	策定率(%)
青森県	策定済	30	40	75.0
岩手県	策定済	28	33	84.8
宮城県	策定済	32	35	91.4
秋田県	策定済	24	25	96.0
山形県	策定済	33	35	94.3
福島県	策定済	43	59	72.9
計		190	227	83.7

資料：東北農政局調べ

注：策定数は平成31(2019)年3月末現在の累計値

(3) 地理的表示（G I）保護制度の登録状況

(地理的表示保護制度に22 産品が登録)

- 東北における地理的表示（G I）保護制度の登録産品数は、平成 27(2015)年に第1号として「あおりカシス」が登録されて以降、令和 2(2020)年3月末までで22 産品となっており、全国の登録総数 93 産品の 24%を占めています。
- G I 登録により、模倣品が排除されるほか、産品の認知度向上による取引の増加などG I 登録をきっかけとした副次的効果も現れています（図表 2-35）。
- 県別に登録状況を見ると、平成 30(2018)年 12 月に浄法寺漆が登録された岩手県、令和 2(2020)年3月に大鰐温泉もやし登録された青森県、大竹いちじくが登録された秋田県が5 産品、次いで平成 31(2019)年3月に小笹うるいが登録された山形県が4 産品、平成 30(2018)年8月に岩出山凍り豆腐が登録された宮城県が2 産品、平成 30(2018)年8月に南郷トマトが登録された福島県が1 産品となっています（図表 2-36）。

※「地理的表示（G I）保護制度」とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度（平成 27(2015)年6月1日施行）

図表 2-35 東北地域の地理的表示（G I）登録の効果

取引の
増加

○ひばり野オクラ（秋田県）

G I を活用した販売キャンペーンやメディアで取り上げられたこともあり、2019 年度販売額が目標額 5,000 万円に対して、過去5 年間で2 番目の約 5,280 万円を達成



○みやぎサーモン（宮城県）

G I 登録によりバイヤーが興味を示した結果、2019 年より米国への輸出を開始（初年度 30t）
今後、更に輸出量を拡大する見通し



資料：東北農政局作成(令和 2(2020)年3月末時点)

図表 2-36 地理的表示(GI)保護制度の登録数(県別、令和2(2020)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

注：1) [] 数字は登録番号

2) 令和2(2020)年3月末現在の登録産品

(4) 農林水産物・食品の輸出促進

(農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組)

- 平成 30(2018)年から取組を開始したGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）には、令和元年度末時点で東北管内の 235 事業者（全国 2,801 事業者）が登録しており、その中から輸出訪問診断を希望する 26 事業者に対し、経済産業局、ジェトロ等と連携して輸出拡大に繋げるための意見交換を行いました（図表 2-37）。
- 令和元(2019)年9月は、GFP登録事業者が輸出先国としての希望が多い香港輸出を展開するための留意事項や香港情勢などに関する勉強会を開催しました。また令和2(2020)年2月には、「令和元年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」並びに「農林水産物・食品輸出促進法の施行に関する説明会」を開催し、表彰式では、受賞された事業者から輸出取組事例を紹介いただきました（図表 2-38）。
- 令和2(2020)年1月には、福島県福島市においてGFP登録者間の交流を目的に「GFP超会議 2020 in 東北」を開催しました。ワークショップの開催、産学官連携トークセッションや交流会等には約 100 名の参加があり、トークセッションやプレゼンテーションの様子はニコニコ動画を通じ生中継で配信しました。GFPでは、引き続きGFP登録事業者の交流イベントや輸出関連情報の提供を行っていきます（図表 2-38）。

図表 2-37 GFP輸出訪問診断の様子



ほたて加工施設見学（青森）

トマト生産施設見学（岩手）

輸出に関する意見交換（宮城）

精米加工施設見学（秋田）



酒蔵見学（山形）



ももの園地見学（福島）

GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト

GFP（ジー・エフ・ピー）とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称。ロゴは、古典柄である「青海波」の中に、富士山と日の丸が描かれており、日本の誇る農林水産物が広く海外へと輸出されていく様を表現しています。

図表 2-38 東北農政局長賞（左端）、GFP超会議の様子（右側3つ）



表彰された受賞者（中央3名）



超会議の会場の様子



ワークショップでは真剣な議論が交わされた



参加者から提供された食材を利用した交流会メニュー

